

新型コロナウイルス感染症における「みなし入院」の取り扱い終了について

ハピネス共済会では、2020年4月より新型コロナウイルス感染症と診断され、「医療機関の事情によって臨時施設に入所もしくは自宅にて療養し、医師の治療を受けた場合は、病院等に入院したものとみなす（以下、「みなし入院」といいます）」として、入院給付金のお支払い対象とする特別取り扱いを継続して行っております。

今般、2023年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、現在の「2類感染症相当」から「5類感染症」へ変更されることを踏まえ、「みなし入院」による特別取り扱いを終了することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 「みなし入院」の取り扱いについて

2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方は、重症化リスクの高い方に限り、入院給付金のお支払い対象としていましたが、この取扱いは2023年5月7日までに診断された方をもって終了します。（ご請求は2023年5月8日以降も可能です。）

2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方は、医療機関に入院された場合のみ入院給付金のお支払い対象となります。

【参考】新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い

		陽性判明日（診断された日）		
		2022年9月25日 まで	2022年9月26日以降 2023年5月7日まで	2023年5月8日 以降
入院された場合		○お支払い対象	○お支払い対象	○お支払い対象
臨時施設・ 自宅で療養 された場合	重症化リスクの 高い方（*1）	○お支払い対象	○お支払い対象	×お支払い対象外
	上記以外の方	○お支払い対象	×お支払い対象外	×お支払い対象外

（*1）＜重症化リスクの高い方＞

・65歳以上の方 ・入院を要する方 ・妊娠されている方 ・重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症の治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症の罹患により酸素投与が必要な方

※岩手県独自の「基礎疾患や症状により医師が健康観察を必要と判断した方」は、重症化リスクの高い方に含まれません。

2. 取り扱い変更の背景等

2020年当時、新型コロナウイルス感染症の流行による医療の逼迫等の社会情勢を踏まえ、特別措置として「みなし入院」の取り扱いを行ってきました。その後、流行から3年以上が経過し、当初に比べ重症化する割合も低下するなど、その特徴についても変化がみられています。

今般、2023年5月8日より感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」へ変更されることで感染症法上の「入院勧告・措置等」の対象ではなくなります。

このような状況を踏まえ、当会では2023年5月7日をもちまして「みなし入院」の取り扱いを終了させていただくことといたしました。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上